



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
総務課法務文書室

定期第 2 0 5 9 号 平成 2 0 年 9 月 1 2 日発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 3 7	平成二十一年度徳島県立看護学院入学試験を実施する件	医療政策課
5 3 8	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	地域経済課

【 公安委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
8	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第五百三十七号

徳島県立看護学院管理規則（昭和五十年徳島県規則第十四号。以下「規則」という。）
第六条第一項及び第六条の二の規定に基づき、平成二十一年度徳島県立看護学院（看護師
二年課程）入学試験を次のとおり実施する。

平成二十年九月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時等

- 1 一般入学試験（規則第六条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）の日時
看護学科（定時制） 平成二十一年一月九日（金曜日）午前八時三十分から午後五
時まで

- 2 推薦入学試験（規則第六条第三項の規定により徳島県立看護学院長が指定する学校
等の長から推薦された者等について実施する学科試験の全部を免除された入学試験を
いう。以下同じ。）の日時

看護学科（定時制） 平成二十年十一月二十一日（金曜日）午前九時三十分から午
後零時三十分まで

- 3 通信制入学試験（規則第六条の二に規定する入学試験をいう。以下同じ。） 通信
制入学試験は、看護学科（通信制）について、小論文により行う。

- (一) 小論文の提出期限
平成二十年十一月四日（火曜日）から同月十七日（月曜日）まで。ただし、郵送
による場合は、書留郵便によるものとし、同月十七日までの消印があれば受け付け
る。

(二) 小論文の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立看護学院

二 一般入学試験及び推薦入学試験の試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立看護学院

三 受験資格

1 看護学科（定時制）

(一) 一般入学試験

- (1) 准看護師で免許を得た後三年以上業務に従事している者（業務従事期間が三年
以上となる見込みの者を含む。）

- (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校又は中等教育
学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）で准看護師の免許を取得している
者（免許取得見込みの者を含む。）

(二) 推薦入学試験

県内の指定する学校等の長の推薦のある平成二十一年三月卒業予定者

- 2 看護学科（通信制） 准看護師で免許を得た後十年以上業務に従事している者（業
務従事期間が十年以上となる見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

1 看護学科（定時制）

- (一) 一般入学試験 平成二十年十一月二十日（木曜日）から同年十二月十日（水曜日）

）まで。ただし、郵送による場合は、同月十日までの消印があれば受け付ける。

(二) 推薦入学試験 平成二十年十月十五日（水曜日）から同月二十四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十四日までの消印があれば受け付ける。

2 看護学科（通信制） 平成二十年十一月四日（火曜日）から同月十七日（月曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十七日までの消印があれば受け付ける。

五 募集要項及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立看護学院

なお、郵送により募集要項等を請求する場合は百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 入学試験手数料

1 看護学科（定時制） 四千五百円

2 看護学科（通信制） 二万円

なお、1及び2に掲げるそれぞれの額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書にはり付けること。

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立看護学院（電話 看護学科（定時制）〇八八―六三三―六六二四、看護学科（通信制）〇八八―六三三―六六二三）に問い合わせる。

徳島県告示第五百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十年九月十二日から平成二十一年一月十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成二十年九月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目九番一号	佐藤 一郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ鴨島店

所在地 吉野川市鴨島町上下島字松元四〇五―一

3 変更する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 三、九二八平方メートル

変更後 三、七二五平方メートル

4 変更する年月日

平成二十年八月二十九日

二 届出年月日

平成二十年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働部地域経済課及び吉野川市産業経済部商工観光課

2 縦覧の期間 平成二十年九月十二日から平成二十一年一月十二日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

〒七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働部地域経済課企画振興担当

電話番号。八八一六二―二三二四

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働部地域

。 経済課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する

徳島県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

平成 20 年 9 月 12 日

徳島県公安委員会委員長 南 博

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

- (ア) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

- (イ) 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成 20 年 11 月 4 日（火）から同月 13 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 8 日間（同月 13 日は午前 9 時から修了考査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成 20 年 11 月 7 日（金）から同月 13 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 5 日間（同月 7 日は午後 2 時から午後 4 時 50 分まで、同月 13 日は午前 9 時から修了考査を実施する。）

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて 30 名

2 場所

徳島県立総合福祉センター

(徳島市中昭和町 1 丁目 2 番地 電話 0 8 8 - 6 5 4 - 0 2 9 4)

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

(ア) 最近 5 年間に、1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上ある者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの

(エ) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0 9 0 - 9 5 5 5 - 1 1 2 3）に電話をし、講習

の予約を行うこと。

- (イ) 電話による予約(以下「電話予約」という。)は、平成20年9月22日(月)から同月26日(金)まで(同月23日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に行うこと。

イ 予約番号の告知

電話予約をする者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。
(イ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。
(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者(以下「講習申請者」という。)のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。) 1通

なお、受講申込書には、必ず写真(提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)で、その裏面に氏名を記載したもの)1枚をはり付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 新規取得講習

- (a) 3の(1)の(ア)に該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書(警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。)及び履歴書

(b) 3の(1)の(イ)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)の(ウ)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)の(エ)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)の(オ)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)の(ア)、(ウ)又は(オ)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)の(ア)に該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

提出書類は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申請者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、講習申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

書類の提出は、平成20年10月14日（火）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

講習手数料として、新規取得講習にあっては４７，０００円を、追加取得講習にあっては２３，０００円を書類提出の際に徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町２丁目５番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習規則第７条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

なお、この警備員指導教育責任者講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い正確に記載（丁目、番地、番、大字等）すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 問い合わせ先

講習の問い合わせは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。